

令和 7 年 3 月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和 7 年 3 月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和 7 年 3 月 2 6 日（木） 午後 1 時 3 0 分～
長浜市役所 5 階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第 1 会議録署名委員指名

日程第 2 会議録の承認

2 月定例会及び 3 月臨時会

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 議案審議

議案第 5 号 令和 7 年度長浜市教育行政方針の策定について

議案第 6 号 長浜市学校医等公務災害補償等認定委員会規則の一部改正について

議案第 7 号 長浜市学校給食運営委員会規則の一部改正について

議案第 8 号 長浜市部活動の地域移行推進協議会設置要綱の一部改正について

議案第 9 号 長浜市学校給食物資納入業者選定要綱の一部改正について

議案第 10 号 長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について

議案第 11 号 長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について

議案第 12 号 教育委員会の所属職員の任免について

日程第 5 協議・報告事項

(1) 令和 6 年長浜市議会 3 月定例会月議会一般質問答弁要旨について

(2) 園における働き方改革ロードマップについて

日程第 6 その他

3. 閉 会

令和 7 年 4 月教育委員会定例会開催日程 検討中

令和 7 年度長浜市教育行政方針の策定について

令和 7 年度長浜市教育行政方針を別紙のとおり定めることについて、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：すこやか教育推進課

議案番号：第6号

件 名：長浜市学校医等公務災害補償等認定委員会規則の一部改正について

議案番号：第7号

件 名：長浜市学校給食運営委員会規則の一部改正について

議案番号：第8号

件 名：長浜市部活動の地域移行推進協議会設置要綱の一部改正について

議案番号：第9号

件 名：長浜市学校給食物資納入業者選定要綱の一部改正について

第1 提出理由

- ① 令和7年度において教育委員会事務局内の事務の効率化や重点施策への注力を図るため、「すこやか教育推進課」を廃止し、教育委員会事務局内の組織を再編するため。
- ② これまで使用されてきた「地域移行」という名称について、地域クラブ活動の在り方等をよりの的確に表すために今般、国において「地域展開」に変更されるため。

第2 要点

- ① 上記の規則又は要綱中の「すこやか教育推進課」を事務の移管先となる「学校給食課」又は「教育指導課」に改正するもの。
- ② 議案第8号の要綱中、「地域移行」という名称を「地域展開」に、「地域部活動」という名称を「地域クラブ活動」に改正するもの。

第3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

長浜市学校医等公務災害補償等認定委員会規則の一部改正について

長浜市学校医等公務災害補償等認定委員会規則を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市学校医等公務災害補償等認定委員会規則の一部を改正する規則

長浜市学校医等公務災害補償等認定委員会規則（平成25年長浜市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「すこやか教育推進課」を「教育指導課」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市学校医等公務災害補償等認定委員会規則の一部改正

新旧対照表

新	旧
(庶務) 第6条 委員会に関する庶務は、教育委員会事務局 <u>教育指導課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 委員会に関する庶務は、教育委員会事務局 <u>すこやか教育推進課</u> において処理する。

長浜市学校給食運営委員会規則の一部改正について

長浜市学校給食運営委員会規則を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則

長浜市学校給食運営委員会規則（平成18年長浜市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第6条中「すこやか教育推進課」を「学校給食課」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

長浜市学校給食運営委員会規則の一部改正

新旧対照表

新	旧
(庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>学校給食課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>すこやか教育推進課</u> において処理する。

長浜市部活動の地域移行推進協議会設置要綱の一部改正について

長浜市部活動の地域移行推進協議会設置要綱を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市部活動の地域移行推進協議会設置要綱の一部を改正する告示

長浜市部活動の地域移行推進協議会設置要綱（令和 5 年長浜市教育委員会告示第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名中「地域移行」を「地域展開」に改める。

第 1 条中「地域移行」を「地域展開」に改める。

第 2 条中「地域移行」を「地域展開」に改め、同条第 2 号中「地域部活動（教職員の勤務を要しない日において地域の活動として行われる部活動をいう。）」を「地域クラブ活動（地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動）」に改める。

第 8 条中「すこやか教育推進課」を「教育指導課」に改める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市部活動の地域移行推進協議会設置要綱の一部改正

新旧対照表

新	旧
長浜市部活動の<u>地域展開</u>推進協議会設置要綱 (設置) 第1条 長浜市立中学校及び義務教育学校後期課程（以下「中学校」という。）の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と中学校における働き方改革の実現を図る観点から、中学校における部活動（以下「部活動」という。）の段階的な<u>地域展開</u>に向けた課題に総合的に取り組むため、長浜市部活動の<u>地域展開</u>推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 推進協議会は、部活動の段階的な<u>地域展開</u>に係る次に掲げる事項を検討し、その結果を教育委員会に報告する。 (1) 部活動の<u>地域展開</u>に係る仕組みづくりに関すること。 (2) <u>地域クラブ活動（地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動）</u>の運営方法等に関すること。 (3)・(4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、部活動の段階的な<u>地域展開</u>に関し必要な事項。 (事務局及び庶務) 第8条 推進協議会の事務局は、教育委員会事務局<u>教育指導課</u>に置き、必要な庶務を処理する。	長浜市部活動の<u>地域移行</u>推進協議会設置要綱 (設置) 第1条 長浜市立中学校及び義務教育学校後期課程（以下「中学校」という。）の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と中学校における働き方改革の実現を図る観点から、中学校における部活動（以下「部活動」という。）の段階的な<u>地域移行</u>に向けた課題に総合的に取り組むため、長浜市部活動の<u>地域移行</u>推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 推進協議会は、部活動の段階的な<u>地域移行</u>に係る次に掲げる事項を検討し、その結果を教育委員会に報告する。 (1) 部活動の<u>地域移行</u>に係る仕組みづくりに関すること。 (2) <u>地域部活動（教職員の勤務を要しない日において地域の活動として行われる部活動をいう。）</u>の運営方法等に関すること。 (3)・(4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、部活動の段階的な<u>地域移行</u>に関し必要な事項。 (事務局及び庶務) 第8条 推進協議会の事務局は、教育委員会事務局<u>すこやか教育推進課</u>に置き、必要な庶務を処理する。

長浜市学校給食物資納入業者選定要綱の一部改正について

長浜市学校給食物資納入業者選定要綱を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市学校給食物資納入業者選定要綱の一部を改正する告示

長浜市学校給食物資納入業者選定要綱（令和 2 年長浜市教育委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「すこやか教育推進課」を「学校給食課」に改める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市学校給食物資納入業者選定要綱の一部改正

新旧対照表

新	旧
(事務) 第4条 納入業者の選定に関する事務は、有資格者名簿の調製又は更新の都度、<u>学校給食課</u>において処理する。 2・3 (略)	(事務) 第4条 納入業者の選定に関する事務は、有資格者名簿の調製又は更新の都度、<u>すこやか教育推進課</u>において処理する。 2・3 (略)

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：すこやか教育推進課

議案番号：第 10 号

件 名：長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について

第 1 提出理由

- (1) 国の特別支援教育就学奨励費補助金の予算単価等が令和 7 年度に見直されることに伴い給付限度額を改正する。

第 2 要点

- (1) 新入学児童生徒学用品費等に関する給付額限度額の見直し

小学校、義務教育学校（前期課程）：25,555 円 → 28,530 円（2,975 円増）

中学生、義務教育学校（後期課程）：30,490 円 → 31,500 円（1,010 円増）

第 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について

長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を次のように改正することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 26 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱（平成18年長浜市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

別表新入学児童生徒学用品費等の項給付限度額の欄中「25,555」を「28,530」に、「30,490」を「31,500」に改める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正

新旧対照表

新			旧		
別表（第3条関係） 長浜市特別支援教育就学奨励費給付限度年額表			別表（第3条関係） 長浜市特別支援教育就学奨励費給付限度年額表		
区分	小・中等の別	給付限度額	区分	小・中等の別	給付限度額
(略)			(略)		
新入学児童生徒学用品費等	小学校、義務教育学校（前期課程）	実費の1／2の額 (上限 <u>28,530</u> 円)	新入学児童生徒学用品費等	小学校、義務教育学校（前期課程）	実費の1／2の額 (上限 <u>25,555</u> 円)
	中学校、義務教育学校（後期課程）	実費の1／2の額 (上限 <u>31,500</u> 円)		中学校、義務教育学校（後期課程）	実費の1／2の額 (上限 <u>30,490</u> 円)
(略)			(略)		

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課

議案番号：第 1 1 号

件 名：長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について

第 1 提出理由

市立幼稚園型認定こども園 長時部通園児の給食費を増額するため、長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正するもの

第 2 要点

月額 4 0 0 円を増額するため、所要の改定を行います。

第 3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について

長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 6 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「長浜市立学校給食センター規則（平成18年長浜市教育委員会規則第22号）第16条」を「長浜市学校給食費の徴収に関する規則（令和2年長浜市規則第87号）第3条」に、「学校給食に係る負担金」を「給食費」に改め、同条第2項第1号中「2, 250円」を「2, 400円」に改め、同条第3項中「又は」を「、」に改め、「休日」の次に「又は長浜市保育所規則（平成18年長浜市規則第79号）第3条第3号に規定する日」を加える。

別表中「月額400円」を「月額500円」に、「月額4, 500円」を「月額4, 800円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

長浜市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正

新旧対照表

新	旧												
(幼稚園型認定こども園の給食費の特例) 第4条の2 幼稚園型認定こども園の2号認定こどもの給食費は、<u>長浜市学校給食費の徴収に関する規則（令和2年長浜市規則第87号）第3条に定める給食費のほかに別表に定めるところによる。</u> 2 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる世帯における副食費又は副食費（補食分）の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目の子ども 750円（8月にあつては<u>2,400円</u>） （2） （略） 3 2号認定こどもの保護者は、給食費を毎月末日（その日が日曜日、土曜日、<u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は長浜市保育所規則（平成18年長浜市規則第79号）第3条第3号に規定する日に該当するときには、これらの日の翌日）までに納入しなければならない。</u> 4 （略） 別表（第4条の2関係） <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>給食費</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>8月</td><td><u>月額500円</u>（主食費） <u>月額4,800円</u>（副食費）</td></tr> </table>	区分	給食費	(略)		8月	<u>月額500円</u> （主食費） <u>月額4,800円</u> （副食費）	(幼稚園型認定こども園の給食費の特例) 第4条の2 幼稚園型認定こども園の2号認定こどもの給食費は、<u>長浜市立学校給食センター規則（平成18年長浜市教育委員会規則第22号）第16条に定める学校給食に係る負担金のほかに別表に定めるところによる。</u> 2 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる世帯における副食費又は副食費（補食分）の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目の子ども 750円（8月にあつては<u>2,250円</u>） （2） （略） 3 2号認定こどもの保護者は、給食費を毎月末日（その日が日曜日、土曜日<u>又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に該当するときには、これらの日の翌日）までに納入しなければならない。</u> 4 （略） 別表（第4条の2関係） <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>給食費</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>8月</td><td><u>月額400円</u>（主食費） <u>月額4,500円</u>（副食費）</td></tr> </table>	区分	給食費	(略)		8月	<u>月額400円</u> （主食費） <u>月額4,500円</u> （副食費）
区分	給食費												
(略)													
8月	<u>月額500円</u> （主食費） <u>月額4,800円</u> （副食費）												
区分	給食費												
(略)													
8月	<u>月額400円</u> （主食費） <u>月額4,500円</u> （副食費）												

教育委員会の所属職員の任免について

教育委員会の所属職員を別紙のとおり任免することについて、教育委員会の議決を求める。

令和7年3月26日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

令和６年長浜市議会３月定例会月議会一般質問答弁要旨

※ここに記載されている内容は教育委員会事務局で要約したものであり、実際の答弁とは異なる場合があります。

◆代表質問

質問者	質問要旨	答弁要旨	答弁者	担当課
中川 勇 ６－(１)	「地域みらい留学」への参画支援は令和８年度入学予定者からスタートするが、中学校と地元高校とのこれまでの連携（進学に向けた取組等）についてはどうであったのか問う。	各中学校において、１年生から進路学習やキャリア教育を通して、高等学校を含めた進路に関する学習を進めている。 また、３年生では、地元高校と連携した進路説明会やパンフレットの配布、体験入学等で各高校の特色やカリキュラム等についての情報を提供するとともに、一人ひとりの希望や適性に合った進路選択ができるよう進路相談の充実を図っている。	教育長	教育指導課
鬼頭 明男 ４－(１)	ラーケーションが利用できないのは、各学期初めの１週間、運動会・体育大会当日とその前１週間、学期末テストです。「ラーケーションの日」をとることで受けられない授業の内容は、家庭で自習となっている。しかし、実際に「どの家庭でも、学習の補充ができる」とは限らない」という声が寄せられている。技術や調理実習、音楽など、家庭での自習が難しい授業もあるが、こういった場合の対応について問う。	本年度の２学期より導入した「ラーケーションの日」については、家庭での主体的な学びや体験的な学びを支援するための新しい取り組みとして、非常に意義深いものと考えている。これにより、家族と一緒に過ごす時間が増え、子どもたちの学びの幅が広がることが期待される。 学習の補充については、基本保護者の方でしていただくことになっており、技術や調理実習等、家庭での自習が難しいと考えられる日については、学校からのお便りや時間割等で学習内容を早めにお知らせしているため、「ラーケーションの日」の取得をお子さんと相談しながら検討いただければと考えている。	教育部長	教育指導課
鬼頭 明男 ４－(２)	ラーケーションの届出が原則１週間前までということで、校外学習や修学旅行の班決めなど、計画的なクラス運営ができなくなるのではという声もあるが、今後どのように進めていかれるのか問う。	現段階では、議員がご心配されているような声は届いていない。 持続可能でより良い制度とするため、現在実施している保護者や教職員へのアンケート結果を踏まえながら、必要に応じて制度を見直していく。	教育部長	教育指導課

	(再問) 例えば半年前からラーケーションの日を取ることがわかっていると、学校は子どもが休むなら班決めなどをやめておこうと気を遣うことも起きるのではないか。今は問題ないとのことだが、いろんなことを想定しながら先生の負担が減るような取組が必要である。この点について問う。	現場として不都合があれば、改善していきたい。 大きな行事である修学旅行や運動会は毎年同じ時期に行っている。それが違う時期に行うのであれば、考える必要があるが、どの学校も学期ごとに一連の計画を立てているので、それを見据えて計画いただければと思う。	教 育 部 長	教育指導 課
--	---	--	------------	-----------

◆個人質問

質問者	質問要旨	答弁要旨	答弁者	担当課
加納 義之 1-(1)	第3期長浜市教育振興基本計は、国の第3期教育振興基本計画や県の第3期滋賀県教育振興基本計画を参酌しつつ、本市教育の振興を図るために定める基本的な計画と位置づけされている。 本計画の着実な推進にあたって、目標とする客観的な指標（進捗管理目標）が設定されているが、成果がでている項目等の進捗状況について問う。	第3期長浜市教育振興基本計画では、本市がめざす教育の姿の実現に向けて、6つの基本目標を定め、様々な施策に取り組んでいる。 例えば、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を推進し、発達や学びの連続性を踏まえた指導の充実を図るため、全小学校区でカリキュラムの作成に着手した。その結果、指標とする「園小連携及び研究会の実施校区の数」は、令和3年の計画策定時の25小学校区中1小学校区から、令和5年度実績において目標とする全25小学校区での実施を実現することができた。 また、一人ひとりを大切にする教育の推進として「誰一人取り残さない長浜の教育の実現」を目指し、「長浜スタイル」として市内共通の授業改善に取り組んだ。この取組により、児童生徒の主体的な学びやICTの効果的な活用につながり、教育の情報化の推進の指標である「ICTを活用して資料・意見等の提示や協働的な学習ができると答えた教員の割合」は、令和3年の計画策定時の53.7%から令和5年度実績において86.5%と上昇しており、取組の成果が出ていると捉えている。引き続き、第3期教育振興基本計画に掲げる目標の実現に向けて、各施策における取組を進めていく。	教 育 部 長	教育総務 課
	(再問)	おっしゃっていただいた部分については、非常	教 育 部	教育総務

	インクルーシブ教育の環境整備こそが質の高い教育を支える環境の事業だと思うが、見解を問う。	に大事なものであると認識している。インクルーシブ教育については、個々に応じた施設の改修だけではなくソフト面も含めて、各機関とも連携しながら対応しているところである。現在のところ、新年度に向けてもそういった部分の調整は進めており、すでにインクルーシブ教育の部分をしっかりと捉えながら対応しているところであるため、ご理解いただきたい。	長	課
	(再々問) 中学校体育館等への空調設備の設置について、見解を問う。	おっしゃっていただいた件については、我々としても考えているところである。 しかしながら、学校すべてに空調設備をとという話であったが、現実問題として非常に子どもの数が減少してきており、学校規模が小さくなってきている。長寿命化改修事業についても同様であり、10年先を考えての長寿命化計画を立てていたが、想定していた以上に少子化が進んでおり、現在のすべての学校を残すということは現実的には不可能ではないかと考えている。 そういったことから、体育館に空調設備をとということであるが、こういった部分を整理してからでなければ、どこに空調設置が必要でどこにまだ設置ができないか等については、議論する余地がある。そういったものについて議論を重ねたのちに、計画していきたいと考えている。	教育部長	教育総務課
加納 義之 1-(2)	政府の「骨太の方針」では、「質の高い公教育の再生」として、大きく2つの方向性が示されている。それは、「個別最適・協働的な学び」「柔軟な教育課程の実現」といった点と、「働き方改革の更なる推進」「教師の時間外在校時間の削減の徹底」といった内容である。そこで長浜市の公教育において、この二つを両立することは可能なのか、見解を問う。	本市では、「長浜スタイル」による個別最適・協働的な学びの推進、また、「教師の働き方改革ロードマップ」を策定する中で「授業時数の適正化」「教育課程の見直し」「校務支援システムの活用」等、教師の働き方改革も進めている。 これらを一体として進め、教師の負担軽減による余裕が生まれることで、創意工夫をこらした授業が可能となり、結果として教育の質が向上する。今後も、政府が示す「骨太の方針」に沿って、これらの両立を図りつつ本市教育を進めていく。	教育長	教育指導課
加納 義之	長浜市では、未来に	「ラーケーションの日」については、家族が一緒	教育部	教育指導

1-(3)	つながる家庭での主体的な学び、体験的な学びを応援するために昨年9月から「ラーケーション」を県内で初めて導入された。昨年の2学期末までに小中学校で延べ340人が利用されたということだが、そのメリットとしては、家族と一緒に過ごす時間が増えたり、子どもの豊かな経験や学びの機会ができること等があげられるが、その反面家庭の状況により不平等が生じることもあり、経済的な事情で利用できない家庭もあり、学習が遅れる可能性もあることから、その効果の検証は必要だと思う。その見解を問う。	に過ごす時間が増え、豊かな経験と学ぶ機会を得ることで、子どもたちの学びの幅が広がり、本市が目指す真の学力の向上にも通じるものだと認識している。 取得を躊躇されている保護者からは、学習の遅れを心配する声もあるが、実際に「ラーケーション」を取得された保護者からは、議員の危惧されているような学習の遅れに関する意見はなく、逆に大変良い評価をいただいている。 ラーケーションの日は決して親子でどこかに出かけなくてはいけないというものではなく、家庭や地域でできる体験もたくさんあり、親子で調理をしたり身近な自然を観察したりするなどの事例もホームページで紹介しているため、参考にしていただきたい。また、「長浜城歴史博物館」「曳山博物館」「小谷城戦国歴史資料館」等、市立の施設についてはラーケーションとして利用すると、児童生徒に加え保護者2名までの入館料が無料になる施設もあり、地元の良さを改めて見つめ直す日にしていただければと思っている。 今後できるだけ多くの意見をいただきながら、検証を進めていく。	長	課
	(再問) ひとり親家庭や仕事が終わらない保護者もある。このような家庭では事実上実施が不可能である。保護者の就業実態の調査や実施できない児童生徒への対応はどのように考えているのかを問う。	なぜ「ラーケーションの日」を作ったかという点、長浜市にも土日や祝日に働いておられる方が多くおられ、休みに子どもと過ごすことが難しい家庭が少なくない。そうした家庭でも、平日の保護者の休みの日に子どもと一緒に学び活動することができる日として設定したものである。「取らなければならない」ではなく、「取ることができる」ものであり、ご家庭に応じて取っていただくものと認識している。	教育部 長	教育指導 課
	(再々問) ラーケーション導入によって、担任の負担が大きくなることがないと言われたが、ラーケーションの日を取得している生徒がおり、	ラーケーションに限らず、風邪やインフルエンザ等で休むなどいろんな場合がある。その時に授業で使用したプリントを家庭に配付し家庭で自習していただく、またICTの活用でタブレットがあり、それを活用しての復習や見返しもできるようになっており、そのように学習に使用したものを提供するなどして進めているところである。	教育部 長	教育指導 課

	取らない生徒は学校に来ているということ で、生徒への影響を少なくするための対応は何かを問う。			
加納 義之 1-(4)	文部科学省等から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の方針が示された。令和5年度から3年間で、全ての都道府県において休日の部活動を地域に移行することを目指し、平日の部活動についても移行していくことを推奨している。本市においても令和7年2月の総務教育常任委員会において長浜市部活動の地域クラブ活動への移行推進計画の策定についての経過報告があった。 働き方の現状に関して教員からの声と部活動の充実に関して生徒からの声はどのようなものがあるのか問う。	令和6年4月に中学校教員を対象にしたアンケートにおいて、部活動の地域連携や地域クラブへの移行について多くの教員が肯定的な意見を述べている。その中で、働き方に関する意見として「教育課程外である部活動指導に関わることが教員の残業時間を増大させている原因であり、本来業務に支障が出る」、「学級経営や授業準備に集中したい」、「教員の負担を軽減することで、ワークライフバランスが保たれ、仕事の質の向上につながる」等の意見があった。 一方で、「勤務時間は軽減されるが、生徒とのかかわりが減る」、「教育的意義が失われるという負の側面がある」といった意見もあった。 生徒の声については、令和5年7月に実施したアンケートにおいて、地域クラブ等に参加したいと答えた生徒は約30%、参加したくないと答えた生徒は約20%、わからないと答えた生徒は、約50%であった。地域クラブ等に参加したい生徒の理由としては、「自分が希望する競技、活動ができる」、「他の中学校に通う生徒と一緒に交流や活動ができる」などの意見があり、参加したくない生徒の理由としては、「勉強や趣味などに時間を使いたい」、「他の中学校の生徒といっしょに活動することが不安」などの意見があった。 令和7年2月の総務教育常任委員会では、計画策定の延期を報告したが、今後、国、県の動向をしっかりと確認し、長浜市として進むべき方向性を定めていきたいと考えている。	教 育 部 長	すこやか 教育推進 課
	(再問) 部活動の地域移行は子ども達のためでなければならない。選手として頑張りたい子や友達と仲良くやりたい子もいる。学校部活動はクラスの友達関係だけ	地域移行することは今ある部活動を無くすことではなく、今まで無かったスポーツをできるようにといった観点も含めて考えている。しかしながら、最大のネックは指導者の確保が難しい状況であること。従って指導者をいかに確保するかが今後の成功につながる部分だと考えている。	教 育 部 長	すこやか 教育推進 課

	でなく部活を通じた友達関係が広がるとともに競技としてスポーツの底辺を拡大する意味あいもあるが、地域移行によって学校部活動の良い面をどのように残していくのか。			
村山 さおり 1-(1)	平成24年度より、当市内の全小中学校は学校運営協議会が設置されている、いわゆるコミュニティスクールであるが、学校によって果たす機能や役割に差はあるのか問う。	学校運営協議会の主な役割は、「校長が作成する学校運営の基本方針について説明を受け承認すること」「保護者や地域の意見を学校運営に反映すること」「学校の教育目標の設定や達成に協働すること」「学校の運営に対し学校へ意見を述べることであり」これらの役割には学校による差はない。	教育長	教育指導課
	(再問) 当市がコミュニティ・スクールになり10年が経過した。以前視察した茨城県牛久市では、地域と共にある学校への転換として、協議会委員が授業に参加し子どもたちの現状把握をされていた。そして、自分には何ができるかを考えておられた。今後の学校運営協議会の運営について、どのようにお考えか問う。	学校運営協議会委員の皆様や地域の皆様が当事者意識を持っていただくことは有難いことで、そこを目指している。しかし、設置から10年が経過し、少しマンネリ化しているところが課題である。それぞれの学校の特色や課題に応じて、授業参観等をしながら子どもの様子を見ていただき、次への一手を考えていただいているところである。	教育長	教育指導課
	(再々問) 各校での学校運営協議会の中で出た話について、教育委員会はどの程度把握をしているのか問う。	各校での話し合いの中身については、教育指導課の事務局で意見を聞いている。	教育長	教育指導課
村山 さおり 2-(1)	当市では、来年度より小学校低学年の外国語活動がなくなるとの	文部科学省からの「授業時数の適正化」の通達を受け、各校において年間授業時間数の見直しを図っているところである。その中で、小学校及び義務	教育長	教育指導課

	お知らせがあった。年間授業時間数の見直しの中で、余剰時間削減のために外国語活動が削減されることになった理由を問う。	教育学校１・２年生の外国語活動を削減するに至った理由は、この活動が学習指導要領に示されていない余剰のカリキュラムであり、１・２年生の年間授業時数が標準授業時数を大きく上回る要因となっていたためである。 今後は、学習指導要領の指針に則り外国語活動を３年生からの実施に戻し、より効果的な指導を行うことで外国語活動の充実を図っていく所存である。 なお、１・２年生での週１回の外国語活動はなくなるが、引き続き生活科や学級活動の中で国際感覚や異文化理解を深めるための活動を継続する学校もある。		
	(再問) 今まで通り３年生からは外国語活動があるが、低学年のＡＬＴの先生との関わりは今後どういう形になるか問う。	国際感覚や異文化理解を深めるためにはＡＬＴの存在が欠かせない。１・２年生にも授業ではないがＡＬＴの先生に行っていただく予定である。	教育長	教育指導課
村山 さおり ２－(２)	来年度より、小学１年生は週に一度、４校時までの学習となるようだが、市内全ての１年生が対象となった理由を問う。	昨年度の市内の１年生の年間総授業時数は、多くの学校で標準授業時数を１００時間以上超えており、年間授業時数の見直しが必要となっている。その改善策の一つとして、多くの学校で週の時間割の見直しを行っており、週に１回４時間授業の日ができる可能性がでてきたところである。	教育長	教育指導課
	(再問) 令和５年の８月に文科省より教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指してという文書があった。令和５年８月の通知に対して来年度からの実施となり、実施までに時間を要している。その理由を問う。	授業時数、時間割を変えるには、検討のためにかんりの時間を要する。１年を通してみた時に、２学期を３日間前倒しで８月から始めていたところを見直すなど、まずは手をつけられるところから始めたので、このような順番になっている。	教育長	教育指導課
	(再々問) １年生が１００時間以上多かったと言われたが、週に１回４時間	年間の授業時数は３５週で(計算して)ある。これにより３５時間削れるが、実際は４０週前後あるので、それ以上の削減につながると考えている。	教育長	教育指導課

	になれば、どれぐらい改善されるか。			
村山 さおり 2-(3)	新小学1年生の保護者への通知が2月中旬の学校もあったようだが、保護者の仕事や放課後児童クラブへの対応などを考えると遅いように思うが、見解を問う。	先程も答弁させていただいたように、小学1年生は授業時間数の見直しにより、週に1回4時間授業の日ができる可能性が出てきたところで、このことをすでに通知させていただいた学校もある。 しかしながら、放課後児童クラブや放課後等デイサービスなど、放課後の子どもの居場所を作っている関係機関や保護者の皆様には下校時刻の変更による様々な影響が懸念される。これらの課題を適切に解決し、調整するには十分な時間が必要なことから、次年度に4時間授業を行うことは、困難だと考えている。 したがって、1年生の週の時間割の変更については、令和8年度以降の実施に向け、改めて関係機関との調整と、より早い時期に保護者への通知を行うことで、丁寧に準備を進めていく。 今回、保護者や関係機関の皆様に不安や混乱を招いたことをお詫び申し上げる。	教育長	教育指導課
	(再問) 令和7年度からの週1回4校時までの時間割がないのか問う。	全ての学校で4時間ということはないと考えている。	教育長	教育指導課
村山 さおり 2-(4)	今現在、放課後児童クラブにはどのように通知されたのか問う。	まずは、発言通告に従って答えさせていただく。今回明らかになった課題を受け、次年度は早い時期から放課後児童クラブ事業者との協議を行うなど、関係機関との連絡調整を丁寧に行っていく。	教育長	教育指導課
村山 さおり 3-(1)	昨年度と今年度、工藤勇一先生を教育講演会の講師として招いておられるが、その目的や目指す教育の姿を問う。	工藤勇一先生は学校教育の本質を見直し、目的思考で様々な改善を実践してこられた。そのノウハウや実践事例を本人から直接聞くことは、教職員の意識改革のきっかけとなり、授業や教育活動における改革を通して、自律し主体性を持って活躍する子どもの育成に繋がるものと考えている。 長浜市が目指す「真の学力」を身につけた子どもの育成において、子どもが主体性を持ち自律することは不可欠である。今後も様々な研修の機会を通じて、教職員の意識改革と「主体的・対話的で深い学び」への授業改善を図っていく。	教育長	教育指導課
村山 さおり	昨年の講演から一年の間に、市全体や各学	市全体では、前例にとらわれない学校行事の在り方や、校務DX化に取り組んでおり、また、多く	教育長	教育指導課

3-(2)	校でどのような取組が行われたのか問う。	の学校で子どもを主体にした学級集団づくりや、自己決定を促す授業や活動の推進にも力を入れている。 主な取組として、児童生徒自らが考え行動する委員会活動、目標を子どもたち自身が設定する学習方法を採用した授業づくりが挙げられる。また、チーム担任制の導入、「自己選択、自己決定の尊重」を掲げた授業改善、若手教員からの研修の企画提案などが行われた学校もある。このように各校において教職員が当事者意識を持ち、児童生徒の主体的な学びを支える取組を進めていく。		
村山 さおり 3-(3)	工藤先生の講演から1年が経過したが、市全体の教育や学校現場において得られた成果、また見えてきた課題はなにか問う。	すべての小中義務教育学校が「誰一人取り残さない」長浜の教育を目指し、「長浜スタイル」として共通の授業改善に継続的に取り組むことにより、児童生徒の主体的な学びやICTの効果的な活用が見られるようになった。これにより、各校の授業風景が変わり、ICT活用の成果も全国値を上回っている。 子どもの自己有用感が育まれ、低学年段階でのきめ細かな指導と少人数指導による学習意欲や基礎学力が向上しているが、多様な教育的ニーズに対応するための指導・支援については課題があり見直しが必要だと考える。 今後も教職員のスキルアップと授業改善を継続し、個別最適な学びと協働的な学びをさらに充実させ、「真の学力」を身に付けた子どもの育成を推進していく。	教育長	教育指導課
藤井 登 3-(1)	令和7年1月20日に長浜市教育委員会と滋賀大学教育学部が連携協定を締結したが、この協定に基づき、現在具体的にどのような取組が進められているのか。また、今後どのような事業を展開していく予定か問う。 (再問) 滋賀大学の専門的な知見を活かした、今までとは違った新たな取	まずは、本協定を議会で取り上げていただきお礼申しあげる。 現在、具体的な取組としてはないが、今後、協定書に基づき、学校及び地域における教育の充実・発展と人材の育成に寄与することを目的に、「地域の教育の向上に関すること」「学校教育上の諸問題への対応に関すること」「教員の人材育成に関すること」「教育実習及び学生ボランティアに関すること」「その他、双方が必要と認める事項」について取組を進めて行く予定である。 一番は教員の人材不足・人材確保であり、これは全国的喫緊の課題でもある。以前と比べ、地元の高校から滋賀大学への進学者数は激減している。 協定によって教員の魅力ややりがいや学生のう	教育長	教育指導課
			教育長	教育指導課

	り組みもあるかとおもうが、コンセンサス（方向性）はしっかり取っていただきたい。そのためのビジョンやプランを問う。	ちから感じてもらう、併せて、締結によって大学から地元高校にアプローチしていただくこともできる。 まずは人材育成・人材確保にベクトルを合わせていく。		
藤井 登 3-(2)	協定の目的の一つとして「学校教育上の諸問題への対応に関すること」が挙げられているが、現在、長浜市の学校現場で特に課題となっている点は何であるか。また、本協定を活用することで、どのように解決を図ることができるかと考えているのか問う。	本市においては、学力向上をめざし、「長浜スタイル」や「個別最適な学習」を進めており、いったんその取組の成果や課題を見直す時期にさしかかっていると考えている。 滋賀大学教育学部と提携したことで、教育データサイエンスを活用した教育的な見地から、本市の取組を分析、評価していただくことで、よりよい教育活動が展開できると考えている。また、データ分析結果をもとに定期的な評価とフィードバックを通じて、教育方法の改善を継続的に図ることが期待される。今後も、協定書に基づき、長浜市の学力向上に繋がるよう取組を進めていく。	教育長	教育指導課
	（再問） 大きなテーマ・課題として、不登校の子ども、学力低下の子どもたちの、意欲向上が挙げられる。こういった解決できていないところは協定の力をかりることが大事だと思う。これからどのように協定をいかしていくのか問う。	子どもにとっての最大の教育環境は、人だと思う。特に学校においては担任の先生である。大学生のうちから子ども達と接してもらうことによって、議員が言われた不登校や学力低下の問題について感じ取ってもらい、それに対して現場でどのような取組をしているのか、自分ならどのように子ども達に対応していくのか、そんなことを学生のうちから考えていただけたらと思う。	教育長	教育指導課
藤井 登 3-(3)	本協定には「教育実習及び学生ボランティアに関すること」も含まれているが、滋賀大学の学生を活用した具体的なボランティア活動の計画はあるのか。また、地域と連携した教育の充実に向け、どのような形で市として支援していく方針か問	滋賀大学教育学部は文部科学省補助事業として「地域教員養成プログラム」を策定している。そのプログラムの一環として、2回生から4回生にかけて同一校で継続的かつ系統的に教育実習に取り組むことや、実習後も自主的に取り組むスクールサポート活動、いわゆるボランティア活動を継続していくことが挙げられている。当面は長浜市出身の学生を対象としているが、令和8年度からは近隣の米原市や彦根市出身の学生にも範囲を広げていき、積極的に教育実習の受け入れを行う予定である。	教育長	教育指導課

	う。	本市では、J R各駅より 2 km圏内にある小学校・中学校・義務教育学校に協力を依頼し、受け入れ体制を整えたところである。将来、教員となって湖北地域の学校教育に携わっていただけるよう、その育成を支援していく。		
藤井 登 4-(1)	教育長は「子どもたちの生きる力を育むことを最上位の目的」と述べているが、この「生きる力」の定義と具体的な評価基準は何か、また、どのような手法でその成長を測っていくつもりなのか問う。	文部科学省は、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体のバランスよく育てることが大切としており、「生きる力」を知・徳・体のバランスのとれた力としている。 それを受けて、本市では、「生きる力」を「真の学力」と定義し、教科等で身に付ける力いわゆる認知能力と、学びに向かう力いわゆる非認知能力を、子どもたちに育みたい資質・能力としている。 具体的な評価基準としては、①子どもが主体的に遊びたくなる保育・自ら学ぼうとする授業、②夢や目標に向かって努力する子ども、③家庭で学ぶ子ども、④学び続ける保育者・教職員、⑤地域とともにある園・学校の5つを挙げている。 それら进行评估する指標として、児童生徒については全国学力・学習状況調査の各教科の正答率、また児童生徒質問紙にある関連項目の肯定的な回答率や、園児については保護者アンケート結果の肯定的な回答率、その他、教職員へのアンケート結果、市民意識調査等を設定している。	教育長	教育改革推進室
	(再問) 今言われたことがきっちりフィードバックされながら、そのデータを取ることで終わるのではなく、いかにフィードバックして現場にしっかり落とししていくかが大事だと思うが、見解を問う。	おっしゃる通りである。今申しあげた数値的なものを含めて、長浜スタイル、長浜が目指す教育については、公表もしながら、教職員、地域、保護者、もちろん教育委員会も共有しながら進めていきたい。	教育長	教育改革推進室
藤井 登 4-(2)	地域とともに成長する子どもを目指すところがあるが、具体的に地域のどのような人々や団体とどのような連携を行っていくのか、また、地	現在、地域づくり協議会や学校運営協議会、読み聞かせグループ等の地域のボランティア団体や地元の企業等と連携している。多様な立場の方々がゲストティチャーやサポーターとして授業に参加いただいたり、チャレンジウィークでの体験活動や工場見学などの機会を提供いただいたりするな	教育長	教育指導課

	域の少子高齢化や過疎化が進む中で、持続的に地域と連携した教育を続けるための課題と対策は何か、問う。	ど、地域と学校が互いに協働し、子どもたちの「生きる力」の育成に取り組んでいる。 課題としては、過疎化や高齢化によって学校に来ていただける地域の方が減っていくことが挙げられる。今後は、ＩＣＴ機器を活用するなどして、ゲストティチャーによるオンライン授業や複数の学校で行う合同授業、子どもたちが出向く校外授業など、持続可能な形で地域連携を模索していく。		
藤井 登 4-(3)	子どもたちの「主体性」を育む環境の整備状況について、青少年育成市民の集いでの発表を成功例として挙げておられる。日常の学校生活においても、子どもたちが主体的に学び、考え、行動できる環境は十分に整っているのか問う。	青少年育成市民の集いでは、一人ひとりの気持ちのこもった発表が素晴らしく、司会進行においても中学生自らが進行計画を立て、最後までやり遂げるという主体的に活躍する姿が見られた。本市では、このような姿を目指し、「子どもが主体的に学ぶ授業」を推進している。おり、そのための手立てとして授業改善やＩＣＴ機器の活用を進めている。 例えば、「長浜スタイルの授業」では、子どもが自ら課題を設定し、それぞれが考えた方法で解決する姿を大切にしており、教師主導の授業から子ども主体の授業への転換を図っている。その中で、学習用端末を用い、自ら調べ考えたことをスライドなどにまとめて発表する力が高まっている。 また、委員会活動や生徒会活動においても授業支援ソフトのアンケート機能を使って集計分析をしたり、動画を編集して活動報告を行なっている。	教育長	教育改革推進室
	(再問) 主体性を育むという言葉は簡単に表現できるが、難しいと思う。本来は、自らが学ぶ、それを主体的に行うためにはどうするかということが、いろいろな物事を展開していく上でしていく上で非常に大事なことだと思う。ＩＣＴ機器を使っているから、うまく育まれているというのは、私はそうではないと思う。自	ＩＣＴ機器を使うことが目的ではない。子どもたち一人一人が自分の課題、例えば、自分がこの授業で何を勉強するのか、まずは目標として決めて、それに向かって学習を進める中で、ＩＣＴが有効に使われるこういう授業の姿をめざしている。これを長浜スタイルと言っているが、そのためには授業技術もあるし、市内各学校で校内研究として、先生方に研究研修をしていただいているところである。	教育長	教育改革推進室

	主的に好きなことは取り組めるかもしれないが、そうじゃないけれども大事なことに取り組んでいける姿勢を、人として、ICT、道具を使用せずして、身に付けるということが生きていく上で、非常に大切で、難しいことだと思うが、見解を問う。			
藤井 登 5-(1)	(再問) 先の答弁で、学習の遅れは生じていないとあるが、1日休むと勉強がわからなくなることもあり、別の体験をしているから良いという話ではない。その日の学習を自習だけで補えないこともあると思うが、その見解を問う。	先の答弁でもお答えしたとおり、今現在アンケートでは取得された保護者からは、不安やできていないという声は聞いていない。学習したプリントを渡し、わからなければ教えることは当たり前のこととして行っている。最近ではICT機器、ロイロノートというソフトを使い授業を行い、学習の記録も残っておりそれで自習も行える。そのようにフォローアップしていくという体制を整えている。 先生の負担についてはない訳ではないが、日常の授業を行っていても、わからないことがあれば教えており、そこに大きな差はないと感じている。	教 育 部 長	教育指導 課
	(再々問) 子どもが聞ける環境、教師が気付く視点、子どもをフォローできる体制をとっていただきたいが、見解を問う。	昔は課題ができていたかは、教師が授業中見回って確認していたが、現在では、ロイロノート等のICTを活用し、個々の学習状況が手元で確認できる状況である。止まっている子があれば、近くに行きアドバイスをすることをすでに学校で行っており、そのような授業をすることでフォローしていると考えている。	教 育 部 長	教育指導 課
藤井 登 5-(2)	教育現場の負担について学校側は、ラーションの申請受付や学習支援、欠席扱いとの区別など、新たな事務負担を抱えることになるが、現場からどのような意見や懸念が出ているのか、また、負担軽減のための具体策はあるのか問う。	学校や教職員からの意見としては、家族との学びの時間を大事にする視点から、保護者の仕事が平日休みの家庭にとっては良い取組であるといった意見や、平日で普段学べないことを学べるのがよいという意見がある。 一方で、申請手続きの簡略化の必要性や、制度の内容の拡充が必要等の意見もあがっている。 これらの意見を参考にしながら、今後、データによる申請やカードへの記入内容の簡略化等を検討し、学校や教職員の負担を軽減しながら、持続可能でより取得しやすい制度となるよう改善を図って	教 育 部 長	教育指導 課

		いく。		
	(再問) 学びの実態が把握できるのか、何年生の児童生徒が誰とどこへ何を目的で行ったのかが把握できるのか	ラーケーションカードについては、ねらい、内容を記入していただいている。内容は先生が確認し、返却する。取得後にも、どのような学びがあったか記入して提出していただき、その部分については確認をしている。	教 育 部 長	教育指導 課
	(再々問) ラーケーションの教育的価値、学びの効果について、市教委としてどの程度把握しているのか問う。	星の観察、森の探検、家庭科で習った調理実習をいかした料理、スポーツ観戦や博物館、科学館などでの体験など、主体的な学びをしていただいている。また消防署での心肺蘇生や初期消火について学習、裁判所の傍聴、テーマパークに出向いてそこで働く人の仕事内容を調べるなど、幅広く体験されている。親子で工夫しながらラーケーションしていただいていると捉えている。	教 育 部 長	教育指導 課
藤井 登 5 - (3)	(再問) 大阪城、USJ、ディズニーランド、博物館、水族館、相撲や野球の観戦、キャンプ、家庭のイベント、海外旅行などがあったと伺った。一方で、学級には、生活保護、親が病気、ひとり親で休みを取ることが難しいなど様々な事情を抱えている児童生徒がいる。そういった児童生徒が自らを卑下して自己肯定感が低下し、傷つくことはないのか、弱い立場の子へのフォローも大切かと思うが見解を問う。	保護者へのアンケートでは、2月末時点で1600人以上から回答をいただき、8割以上の方に認知いただいている。土日に休みがとりにくい保護者でも、子どもとのふれあい時間が増え、子どもの興味関心をいかし、自ら学ぼうとする力を伸ばすことができるなど、ラーケーションの趣旨を理解した肯定的な意見が多数ある。一方、ラーケーションで何をしてよいか分からない、必要なのか、申請が面倒などの意見もある。そういうことも含め、ラーケーションの意義の周知や申請手続きの簡略化に取り組まなければならない。 色々なところに行ってきたという話は、ラーケーションに関わらずあり、平日だからという特別感があるかもしれないが、土日、夏休みでも同じことである。ラーケーション自体、どこかに行くものとして設定しているわけではなく、家庭でDIYや料理などの体験もできる。引き続き、その目的を周知してく。	教 育 部 長	教育指導 課
	(再々問) 子ども達にとっては、土日、夏休みではなく、平日に学校を休んでいくことは、特別感があるものだと思うが見解を問う。	子どもへのアンケートは実施していないので、今後確認していく必要がある。そもそも、ラーケーションを設定した理由として、長浜市には、土日や祝日に仕事をされる方がたくさんおられ、普通の休みの日に子どもと一緒に過ごすことができない家庭や、平日休みの保護者の方が、子どもと共に学び、活動することができる日としてラーケーショ	教 育 部 長	教育指導 課

		ンを作っており、その趣旨を優先している。		
岩川 信子 1-(1)	長浜市の学校給食における地元産食材の割合は令和5年度と現在において、どの程度使用されているのか。また、今後の具体的な目標値を設定されている場合はその数値と達成に向けた計画を問う。	主食の米については、これまでから長浜産コシヒカリを100%使用している。地場産野菜については、玉ねぎ、大根、キャベツなど主要野菜16品目で令和5年度33.3%、令和7年2月末現在は、34.2%の使用率である。 学校給食は、安心、安全な給食を提供することが最優先であることから、地元産食材の具体的な数値目標の設定は設けておらず、今後も設定する予定はない。 なお、食育の観点から、地元産食材を味わうこと、郷土料理を知ってもらうことは必要と考えているため、今後も積極的に地元産食材の使用に努めていく。	教 育 部 長	すこやか 教育推進 課
	(再問) 最近気候変動が多く収穫量の変更で供給不足となっていないか。	現在のところ天候不良等で供給されていないということはない。	教 育 部 長	すこやか 教育推進 課
岩川 信子 1-(2)	学校給食の地産地消を拡大するために、市としてどのような具体的な支援策を検討・実施されるのかを問う。	主食の米については、長浜産100%の使用を続けていく。 長浜産の野菜については、令和5年度から「長浜産野菜優先基準」を設け、見積もり最低価格の1.5倍までの価格で採用しており、その結果、使用率は令和4年度の21.3%から、令和5年度は33.3%に上昇している。 また、使用月により、玉ねぎ、さつまいも、白菜、などは、長浜産を100%納入している。 そのほか、事業者と情報共有をしながら、長浜産お米のタルトや長浜産かぼちゃコロッケなど、長浜産のお米や野菜を取り入れた献立による地産地消にも積極的に取り組んでいるところである。	教 育 部 長	すこやか 教育推進 課
	(再問) 学校給食の食材を提供する業者との関わりや、移住による新規参入者を促進するための支援などはしていないのか。	今のところ関わりはもっていない。	教 育 部 長	すこやか 教育推進 課
	(再々問) 今後については実施	基本的には生産者から直接購入する制度ではなく、業者を通じて納入してもらっている。	教 育 部 長	すこやか 教育推進

	を考えていないのか。	その業者が各生産者に対してお願いして農作物を集めてもらっているのが現状であり、その部分に市が何かすることは現在、考えていない。		課
岩川 信子 1-(3)	令和5年度の一般質問での市の答弁では「オーガニック給食はコストが高く、予算がない」との見解を示していた。しかし、令和6年8月の請願提出を受け、市民の関心も高まっているかと思うが、市として改めて地元有機米の活用を検討する考えはあるのか問う。	令和5年12月定例月議会でもお答えしたが、限られた予算内で創意工夫をし、食材や料理の魅力を少しでも多くの子どもたちに知ってもらうことが学校給食の大きな役割であると考えている。 そういった中で、安定供給といった従来からの課題に加えて、特に今は米の価格が高騰を続けていることから、現時点において、有機米の導入は大変難しいと考えている。 引き続き、子どもたちの食育を重視し、国産・地場産食材の使用については積極的に行い、安全で安心な給食の提供に努めていく。	教 育 部 長	すこやか 教育推進 課
	(再問) 全国では有機米の導入に成功している先進事例があるが、それを含めて参考にする考えはないのか。	全て詳細に確認しているわけではないが、確認している事例の中には有機米を普通の米と同じ値段で良いということで使用されていると聞いている。普通の値段に近ければ使用する可能性は高くなるが、普通の値段よりも高いと使用することは難しい。	教 育 部 長	すこやか 教育推進 課
	(再々問) コストの面で課題はあると思うが、年に一度とかモデル的、試験的に導入する考えはないのか。	南部と北部のセンターを合わせて1日あたり700kgが確保できるかという課題も勘案して今後検討を続けていきたい。	教 育 部 長	すこやか 教育推進 課
岩川 信子 2-(1)	長浜市の学校現場において、教員が学校給食の配膳や関連業務に追われると聞くが、十分な昼食時間や休息時間を確保できているのかを問う。	教職員にとって、給食の時間や昼休みの時間は非常に慌ただしいものとなっている。給食の時間には、担任はクラスの子どもの給食の配膳や片付け、食事マナーの指導に加え、食物アレルギーがある児童生徒への対応なども行っている。また、昼休み中も児童生徒の安全管理が求められ、十分な昼食時間や休息時間を確保することは難しいのが現状である。 これは本市だけのものではなく、全国的な課題となっている。本市においては、スクール・サポート・スタッフを配置するなどして、少しでも担任の負担が軽減できるように努めている。	教 育 部 長	教育指導 課
岩川 信子 3-(1)	県内では、午前中5時間授業を実施されて	現在、小学校における1単位時間は45分が標準とされており、本市の小学校では45分の授業	教育長	教育指導 課

	いるところがあり、私としては大変良いとお聞きしているが、市としてはどのような見解をされているのか問う。	を午前中に4時間、午後に1～2時間行っている。議員の言われる午前中5時間の授業を行うには、1単位時間を40分とし、中休み時間を短くするなど、日課の変更が必要となる。 滋賀県内でも、午前中に5時間、午後に1時間の授業を実施し、子どもの下校時間を早めることで、教員の教材研究等の時間の確保を図っている学校がある。これらの学校では、40分授業にしたことにより生まれた午後の時間を自己選択学習等に取り組むなどしており、本市においても研究していく。		
	(再問) 導入している市町の視察や意見交換の予定はあるのか。	現在行っていない。近隣で導入している学校や、文科省のモデル事業を受けて実施している学校もあり、研究を進める上で実際に見ることも重要と考えている。	教育長	教育指導課
岩川 信子 3-(2)	本市の学校において、5時間授業を導入する可能性はあるのか問う	大変興味深い取り組みであり、学習指導要領の改訂に向けた中央教育審議会においても「柔軟な教育課程」の在り方の一つとして検討されており、今後さらに推進されることが予想される。しかしながら、児童の給食の時間が遅くなるというデメリットや、下校時間が早まることで放課後児童クラブ等との調整や保護者の理解と協力が必要になってくる。また、1単位時間を5分短縮することで、現在各校で行っている「長浜スタイル」の学習展開を大きく変更する必要もあり、自己の学びを見つめる振り返りの時間の確保が難しくなるなど、この制度を本市の学校に導入するためには、まだまだ検証が必要だと考える。 今後は、国の動向を踏まえつつ、慎重かつ丁寧に検討していきたいと考える。	教育長	教育指導課
	(再問) 試験的に1校でもモデルケースとして取り組まれる思いはあるか問う。	今現在長浜で行っている授業で、そのスタイルを取り入れることは難しいと考える。モデル事業といえど、子どもがおり、実験のように捉えるのはどうかと思う。 公教育を預かっている者は、長浜市の子どもたちを誰一人取り残さないことを前提にしているため、教育課程を大きく変える取組については、モデルで実施するというより、私たちも勉強し学校も検討しながら、足並みをそろえて実施するものと捉えている。	教育長	教育指導課
	(再々問)	今のところ、考えていない。	教育長	教育指導課

	希望する学校を募るなどの柔軟な考えはないのか問う。			課
矢守 昭男 3・(1)	令和7年4月から認定こども園の保育現場での働き方が変わると聞くが、保育現場での職員の負担軽減などの現状と課題について問う。	教育委員会では幼稚園、保育園も所管しているが、議員ご質問の認定こども園についてお答えする。 職員の働き方を変更するのは、令和8年4月から会計年度任用職員の保育者のみであり、令和7年4月からではない。 低年齢かつ長時間の保育を希望している保護者が増えていることから、保育者は、保育に従事する時間が長くなっている。そのため、書類作成や保育準備の時間の確保が困難な現状がある。 保育以外の業務負担を軽減し、保育に専念する時間を確保するため、保育業務支援システムの導入や各園の現状に応じた業務改善等、働きやすい職場を目指して取り組んでいる。 職員アンケートの結果等により、取組に対する一定の成果を感じているが、夕方の時間帯に園児が多い園においては、十分な成果が出ていない状況がある。引き続き、業務の見直しや職員の負担軽減に取り組んでいく。	教 育 部 長	幼児課
	(再問) 最初の部分には訂正させていただく。毎年毎年1年1年変わっている部分がございますので、そういった部分で書かせていただいた。今年度、令和7年度はパートの方が、週4日の方や短い時間の方はボーナスが出ないと聞いている。アンケートの結果が、働き方改革に反映されているのかお聞きする。	前段のボーナスが出ないというようなお話があったが、そういった働き方改革をするのが令和8年からとなっているので、ご理解いただきたい。 アンケート等を踏まえて、対応策を今いろいろと打ち出しているところ。また、後の答弁にも関係するが、いろんなシステムの導入等を行い、働きやすい職場を目指して、今改善に取り組んでいるところ。	教 育 部 長	幼児課
矢守 昭男 3・(2)	現在のパート事務職員や保育士の時間外勤務や業務の負担が増えていると聞くが、令和	まず事務職員の時間外勤務時間であるが、過去3年間一人当たりいずれも月1時間程度となっており、増加はしていない。 保育士について、正規職員の時間外勤務は、月1	教 育 部 長	幼児課

	7年度における事務職員、保育士の労働環境改善策をどのように考えているのか問う。	1時間程度で前年比12.5%減となっている。会計年度任用職員については、正規職員よりも時間外勤務が少なくなっている。 事務職員や保育士の労働環境改善策として、先程答弁したように、保育業務支援システムの導入や園独自の業務改善に取り組んでいる。 新システムの導入により、一時的に負担感が増えているが、その対応として、操作方法の講習会を実施するなど、スムーズな運用につながるよう配慮している。 また今年度、働きやすい職場を目指し、全職種を含む園職員を対象にワークショップを行い、園の現状と目指す姿を共有した。 その中で、次のステップとして風通しのよい職場づくりを望む声が多数あった。これらの実情をふまえ、『園における働き方改革のロードマップ』を作成しており、間もなく完成するところである。 来年度はこのロードマップをもとに、やりがいや充実感を感じ、笑顔あふれる職場を目指し、職員一同力を合わせて取り組んでいく。		
矢守 昭男 3・(3)	園の給食については保護者負担でまかなわれているが、最近の物価高騰による野菜や国産の肉の購入に苦慮され、献立のメニュー、おやつ等の品質にも影響が出ていると聞く。大切な園児達の給食の提供体制や材料費の負担軽減策についてどのように考えているのか問う。	給食に必要な食材費や光熱水費が近年高騰しており、高騰分については、保護者負担を増やすことのないよう、国の交付金を利用したり、市単独で予算を確保したりしているところである。したがって、決められた予算の中で質や量に影響を及ぼすことなく、必要な栄養価を保ちながら提供している。 給食は、乳幼児期の心身の成長や健康維持はもちろんのこと、食事を楽しみながら食育を行う意義もあることから、今後も安心安全な給食提供に努めていく。	教 育 部 長	幼児課
矢守 昭男 5・(1)	本市の小中学校における不登校者数とその主な原因に問う。	令和5年度の本市の不登校者数は、小学校が122人、中学校が214人となり、国や県と同様に増加している。 学校が把握している主な要因としては、小学校では、朝起きられない等の「生活リズムの不調」、中学校では、「学校生活に対してやる気が出ない」が一番高い割合となっている。また、不登校児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階に	教育長	教育指導課

		おける普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透等による保護者の学校に対する意識の変化も要因と分析している。		
	(再問) 例に挙げたフリースクールや民間施設等の取組を生かして不登校支援を行っているか。	フリースクール等民間施設をと連携を十分に行っている。また、協議会に事務局が参加し、いろいろな意見を聴かせていただいている。	教育長	教育指導課
矢守 昭男 5・(2)	不登校の対応に向けては、相談窓口が必要である。小中学校のスクールソーシャルワーカーの相談件数、困難なケースの対応について問う。	不登校の対応については、各校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、長浜市教育センターに所属している相談員やカウンセラーなど様々な機関が相談窓口となり支援を行っている。 本市のスクールソーシャルワーカーの相談件数は、2月末現在でのべ約400件となっており、不登校に限らず、様々な相談に対応している。 困難なケースについては、福祉や医療等の関係機関とも連携して対応している。	教育長	教育指導課
	(再問) 福祉や医療との連携について、具体的にどのような内容か。	福祉機関としては、長浜市の家庭児童相談室、子ども家庭センター、社会福祉課、発達支援室、社会福祉協議会などと連携している。学校以外の者が関わることで、子どもや保護者の気持ちが楽になり、好転したケースもある。 また、医療機関との連携では、児童生徒が受診する際に、養護教諭などが保護者と一緒に同席し、医師から見た子どもの状態やその状態に応じた接し方を聴かせていただくことで、子どもの支援に生かすことができたケースもある。	教育長	教育指導課
矢守 昭男 5・(3)	市では民間でがんばっておられるフリースクールに対し、フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助事業がある。過去の反省や、改善点を踏まえて現在どのような支援をされているのか具体的な内容を問う。	本年度より、フリースクール等民間施設へ通う児童生徒の保護者のうち、生活保護費および就学援助費を受給している保護者に対して、民間施設に支払う授業料の一部を補助している。 不登校の児童生徒がフリースクール等の民間施設へ通いたいと思った時に、経済的な理由で通えないことにならないよう、来年度もこの事業を継続する予定である。 また、今年度は、県の委託事業である「令和6年度民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査・検証事業」に参加している。フリースクール等の民間施設を利用する不登校児童生徒の保護者のうち、アンケートに答えた保護者に対し	教育長	教育指導課

		て協力金として子ども一人につき、月5,000円を支給している。		
	(再問) 草津市、甲賀市、近江八幡市、米原市が4万円、彦根市が3万円、日野町が5千円となっている。長浜市は他市に比べて少ないように思うが、金額を上げること考えていないか。	5千円は県のアンケートであり、市としては十分に支払えていると思っている。施設への補助は憲法89条の議論から、様子を見ている状況である。長浜市の考え方としては、公教育はできるだけ私たちがみないといけなく考えている。他市にはない6か所教育センターを開設したり、「学びの多様化学校」の研究を進めたりして、公教育の中で子どもたちに教育課程を提供していくことで不登校支援に取り組んでいると考えていただきたい。	教育長	教育指導課
矢守 昭男 6・(1)	長浜市学校跡地等利活用方針により、令和6年12月に旧杉野小中学校施設の利活用に係る事業提案公募型プロポーザル実施要項が公表された。3月に企画提案書の審査となっているが、現時点での具体的な進捗状況を問う。	「旧杉野小中学校施設の利活用に係る事業提案公募型プロポーザル」の現時点での具体的な進捗状況は、昨年12月の実施要項公表後、本年1月下旬に施設の現地見学、2月上旬には事業者から問い合わせのあった質問回答を行った。そして、先月2月28日の企画提案書締め切りまでに提案書の提出があったところである。	教 育 部 長	教育総務課
	(再問) 企画提案書の提出件数は何件か。	審査日以降に公表する。現時点ではお答えできない。	教 育 部 長	教育総務課
矢守 昭男 6・(2)	旧杉野小中学校施設利活用事業プロポーザル選定委員会では、地域振興、地域貢献、地域の思いを活かそうとされる地域住民の代表、有識者、行政関係者などで構成された委員により審査されていると聞き及んでいるが、土地、建物、体育館、その他施設などを災害時の避難場所としても利活用できないか問う。	現在、旧杉野小中学校は、地震時における指定緊急避難場所となっていることから、今後も引き続き避難場所として利用できることが望ましいと考えている。 このことから今回公募した施設利活用事業では、プロポーザル実施要項において、災害時の避難者受け入れ等の避難活動に協力を求める内容としている。また、プロポーザル参加者が提出される企画提案書において、避難所の確保について記載いただくこととしており、この内容も審査時の評価項目の一つとしている。	教 育 部 長	教育総務課
矢守 昭男 8・(2)	子ども達等に愛されるB&G公園の遊具の	旧浅井学校給食センターは、平成30年7月に給食センターとしての用途を廃止したが、施設が	教 育 部 長	教育総務課

	老朽化での改修、多くの方が利用する湯田まちづくりセンター内の多目的トイレの設置時期や浅井体育館等各市営施設の改築、浅井歴史民俗資料館と市立浅井図書館の存続、旧浅井給食センター利活用等に向けての考えを問う。	浅井中学校の敷地内にあり、安全性の確保から関係者以外が出入りすることは適当ではないため、学校・園で使用する備品や消耗品等を保管する教育委員会部局の総合的な物品保管庫として活用している。		
--	---	---	--	--



園における働き方改革 ロードマップ

協議報告 協議・報告 (2)



1 これまでの取り組み

〔目標〕 園児のためにエンジン全開

安心・安全で保護者の信頼を得る園づくり
業務のスリム化・効率化による、働きやすい職場

- ①保育業務支援システム導入計画：R4.本格稼働
- ②働き方実態アンケートの実施（R3～）
- ③業務改善ワーキング会議

○業務改善推進委員による園業務改善協議（R2～）
○各園における推進員を中心とした業務改善の推進（R4～）



2 現状の把握 今後の目標設定に向けて…

- ①ワークショップの開催（管理職、専任主幹を除く職員）
〔改善が必要だと感じているところ〕

項目	改善が必要と感じる内容
保育業務支援システム	確認事項の増加・多言語対応の遅れ・作成書類のばらつき・未読者へのアプローチの仕方
ロゴチャット	職務時間外の連絡
庶務事務システム	シフト勤務等入力作業手間の増加
保育アシスタント	仕事内容について各園で理解のばらつき
時間外勤務	保護者対応の負担
年次有給休暇	取得のしにくさ（職員配置・理由を言わなくてはいけない）
休憩	取得しにくい雰囲気・心身を休める場所の確保
業務量	業務量の違い・保育以外の業務量の増加・業務分担のあいまいさ・作成資料の量・当番の回数・参観や行事の工夫・金銭の取り扱い
土曜保育	出勤回数
共通理解・情報共有	情報共有について・職員間の連携不足
人間関係(管理職・上司)	相談のしにくさ
人間関係(職員間)	コミュニケーション不足・余裕のなさ・担当や職種による対応の違い
職場環境	職員数に応じたデスク・パソコンの適正配置 保健室や職員室等の環境整備

- ②業務改善に関するアンケートの実施

○働き方実態アンケート（全職員）
○ロードマップ作成にかかるアンケート
（管理職、専任主幹）

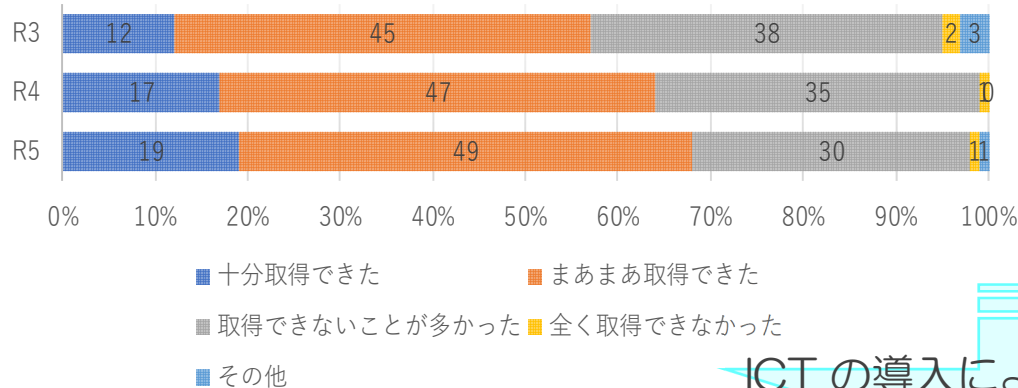
〔あなたが考える働きやすい園とはどのような園ですか〕

具体的な園の姿
保育という仕事に誇りとやりがいを持ち、安心して働き続けられる園
コミュニケーションの取りやすい、風通しの良い職場
人間関係が構築されており、互いに思いやりの気持ちを持って助け合える風通しの良い職場
職員みんなが同じ目的、目標に向かって協力や連携のできる関係が築かれている
保育者が主体的に、子どものために必要なことを相談しながら、活発に意見を出し合える子ども、職員共に成長できる園。一人ひとりが主体的に行動し、お互いに認め学び合える
自分の能力を発揮しやりたいことにチャレンジできる（自己発揮できる）
ボトムアップできる
休暇や休憩が取りやすい
時間外勤務が少ない
ワークライフバランスがとりやすい（仕事と家庭・仕事とプライベートが両立できる）
無駄な業務を見直し、保育内容を充実させている（環境整備、教材研究、事務仕事の時間が確保できる）

- ③勤務の現状を把握（園正規・会計年度幼児教育職）

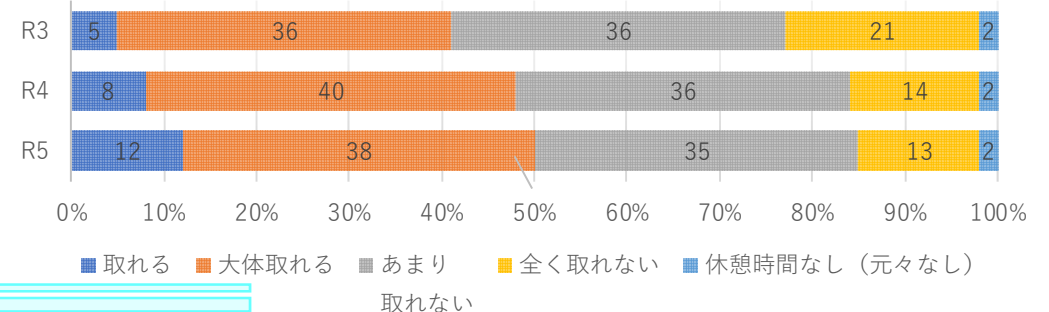
○年次有給休暇取得状況

R3→R5 取得しやすさ（十分・まあまあ取得できた）16%増



○休憩取得状況

R3→R5 取得しやすさ（十分・まあまあ取得できた）18%増



ICTの導入により、業務負担は軽減の傾向
風通しのよい職場に関する課題へ

3 今後の具体的な取り組み

〔目標〕 やりがいや充実感を感じ
笑顔あふれる職場へ
R7～R9

風通しがよく働きやすい職場をみんなでつくり
保育を楽しもう😊

成果目標：全職員(全職種の正規・会計年度任用職員)

- 働き方実態アンケート
『今後も公立園で働きたい』割合 90%以上 [R6:82%]
- ストレスチェック
『健康リスクの総合評価』100 以下(健康リスクが低い)の割合 70%以上 [R6:56%]

- ①風通しのよい職場づくりに向けた、職員の意識醸成

- 業務改善ワークショップや職階に応じた研修の拡充
- 『風通しのよい職場チェックシート』の活用（定期的なチェックと改善の実践）

- ②業務の効率化

- DXの推進
- 電話や連絡等に係る業務の工夫
- ニーズに応じた研修会、講習会の実施
- 保育業務の再構築
- 園独自の業務改善

- 1) 保育支援システムの活用推進
- 2) ログフォームの活用推進
- 3) ペーパーレスの推進
- 4) ログチャットの活用推進
- 5) 電子決裁システムの利用促進